都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

• 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問いあわせは

都留文科大学附属図書館 住所:402山梨県都留市田原三丁目8番1号 電話:0554-43-4341(代)

FAX: 0554-43-9844 E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

電子紀要トップへ

ソビエト、ロシアにおける民族と言語問題(1)

-- 共産党の民族理論の原型 1 --

Nationality and Language in Soviet and Russia (1)

The Foundation about Nationality and Language Policy of Soviet Socialism

福田誠治 FUKUTA Seiji

(1)万国の労働者よ団結せよ

レーニンは、本名をウラジミール・イリーチ・ウリヤーノフと呼び、1870年 4 月22日に生まれている。父は、教育関係者で、視学官をしていたが、カルムイク人の血を引いている。母は、ユダヤ、スウェーデン、ドイツの各血を引いている。もちろん、ロシア人の血を多く引いている。多民族が共存する場合、このような雑種がごくありふれた形であると考えられるが、レーニン自身は、そのことをどのように考えていたのだろうか。レーニンが、自己を「純粋なロシア人ではない」という立場で積極的に発言した形跡はない。また、レーニンの出自について、姉のアンナは民族差別の解消にとって有意義であるから公表すべきであると判断したが、その事実は革命政党によって秘匿された。()

レーニンは、それまでの社会主義者たちに比べれば民族性を重視する革命戦略をとった。しかし、レーニンは、民族論や教育論を体系立てて述べているわけではない。それは、情勢に合わせて、政治方針や政策を述べるなかで民族や文化、教育といった問題が取り扱われているにすぎないのである。したがって、状況の変化に応じて展開している論理を、体系的なものに整理し直してみることが、本稿の課題になる。テーマ別の整理を試みたが、理論と歴史的な課題との関係を重視して分析したために、同一テーマがいくつかの場面で扱われている。

結論から言えば、レーニンの民族理論は、第一に平等と民主主義、第二に労働者階級の利益(社会主義革命の遂行)という尺度から構成されている。民族は国際的には独立を認められるが、いったん国家を建設したら国内では統一が当然であり、自治は分裂を引き起こすものとして認められない、という論理である。

(2) ロシア社会民主党の綱領をめぐって

ロシア帝国における社会主義政党であるロシア社会民主労働党は、1898年3月に、非合法にミンスクにおいて結成された。レーニンは、シベリアに流刑されている最中で、この設立大会には関与していない。

当時は、ロシアの労働運動は、諸集団の寄せ集めで、なかでもユダヤ人労働者の政治組織「プンド(在リトワニア・ポーランド - ロシア・ユダヤ人労働者同盟)」が大多数を占

めていた。この頃、世界にはユダヤ人が1050万人いて、そのうち半数余りがロシアとガリシア(オーストリア帝国の東北部)にいたといわれる。ロシアの労働者運動が、ヨーロッパ・ロシア、それも西部地区で展開されていたことがわかる。しかも、ユダヤ人が労働運動の先頭を切っていた。

問題は、このブンドが、オーストリア社会民主党の思想的な影響を受けて、文化的民族 自治の民族理論を主張したことと、彼らの勢力が無視できない力を持っていたことである。 そのことは、レーニンが、ブンドを主たる敵として、繰り返し論陣を張ったことからも容 易に推測がつく。

1900年 1 月、レーニンは、シベリア流刑が終わると、『イスクラ(火花)』というマルクス主義的非合法新聞を刊行して労働者運動の指導を開始した。12月の創刊号はライプチヒで、その後はミュンヘンで、1902年 7 月からはロンドンで、1903年の春以降はジュネーヴで発行されているというから、当時の労働者運動がいかに国際的に展開されていたかがわかる。『イスクラ』の編集局は、レーニンの直接の参加の下に、党網領草案を作成し、ロシア社会民主労働党第 2 回大会を準備した。

『ロシア社会民主労働党綱領草案』(1902年)は、レーニンが原則部分を提案し、実践部分は小委員会全体、つまり5名の編集局員によって承認されたものである。そのうちの、 当面の政治的任務として、次のような方針が掲げられていた。⁽²⁾

第6項 身分の廃止と、性、宗教、人種の差別なく全ての市民の完全な同権。

第7項 国家の構成に加わっている全ての民族に対する自決権の承認。

第10項 国家と教会の分離。

第11項 16歳までの無償の普通義務教育。貧困児童には国家負担で食料、衣服、 学用品を支給すること。

このように1902年というかなり早い段階で、民族の問題が民族自決権として把握されている。だが、いわゆる地方自治や言語問題は取り立てて明記されていないことも、草案時点の特徴である。さて、この綱領案は、党大会の審議の過程で、反対派の執拗な批判にされされることになるのだが、その前にこの当時の労働運動における対立関係を、まずみておこう。

ロシア社会民主労働党の第 2 回大会は、1903年の夏にブリュッセルで開催されることとなった。この大会直前に、レーニンは組織論の視点からブンドに対して反論を開始した。

「われわれは、単一の、中央集権化された、戦闘的な組織として行動しなければならないからであり、われわれは、言語や民族上の区別を抜きにして、理論、実践、戦術および組織上の諸問題を絶えず共同で解決することによって結束を固めた全プロレタリアートに依拠しなければならず、……各自が自分勝手に単独行動をとる団体を作り出してはならないし、無数の独立政党に個々に分散することによって、自分の襲撃力を弱めてはならないし、疎隔状態と孤立状態とを持ち込んではならない。」(3)

レーニンは、この時、『何をなすべきか』(1902年)で、民主主義的中央集権制の原理を 定式化していたのである。労働運動における民族自治の問題は、民主主義の問題として重要な争点をなしてきた。問題は労働運動の組織論がそのまま国内政治全般に転用されていったことであろう。中央集権的な方向は、その後の、レーニンの『一歩前進、二歩後退』 (1903年)でも確認される。彼の理論によると、民族自治を民主主義の論理から価値づけ る道は閉ざされていたのである。

この党大会に向けて、とりわけ社会民主労働党の綱領をめぐる議論(いわゆる第7項問題)の中で、レーニンは民族自決論を展開した。レーニンの意図は、民族自治論を否定することにあった。民族自治論のねらいは労働運動の分離・弱体化をねらうものだと断定し、これに民族自決論を対置したのである。

自治 () と自決 () は、もともと同一もしくは類似の概念であるものだが、それをわざわざ対立させるというのは、奇妙な論理である。

当時、プンドと同じくカフカースの社会主義者たちも、いわゆる「文化的民族自治」の構想を持っていた。『アルメニア社会民主主義者の宣言』では、その点が、次のように表現されている。⁽⁴⁾

「さまざまな文化的発展段階にあるいろいろの民族が多数ロシア国家の構成に加わっていることを考慮し、しかも地方自治の広範な発展だけが、これらの異種的な分子の利益を保障できるものと考えて、われわれは、将来の自由なロシアでは、連邦共和国の制度をとることが必要であると考える。……将来のロシアでは、われわれは、あらゆる民族に自由な自決の権利を認める。なぜなら、われわれは、民族の自由は、市民的自由一般のうちの一種にすぎないと考えるからである。……われわれは、文化生活にかんする自治、すなわち言語、学校、教育などの自由に関する自治だけを要求するものである。」

これに対して、レーニンは真っ向から反対した。彼は、民族問題においてロシアの社会 民主主義者が指針とすべき基本原則が 2 つあるとした。その第一は、「民族自治の要求で はなく、政治的ならびに市民的自由と完全な同権の要求」である。その第二は、「国家を 構成する各民族にとっての自決権の要求」である。レーニンの説明では、「連邦主義およ び民族自治を宣伝することは、プロレタリアートのなすべきことではない」のである。な ぜならば、連邦の構想は「自治的な階級国家を創設する要求にかならずおちついてゆく」 からであり、「こうした要求をならべたてることは、プロレタリアートのなすべきことで はない」のだと。この論理は、まさに、将来のソ連邦を見抜いたような洞察であるが、レ ーニンは連邦体制を望んでいたのではないようだ。

レーニンの望んだものは、「ありとあらゆる民族のできるだけ広範な労働者大衆をいっそう緊密に結束させる」ことと、「もっとも闘争力のある労働者階級の力を分散させないで、それを統一しなければならない」ということであって、それ以上のものではない。したがってレーニンは、民族自決権についても民族独立と同義に考えていたのではない。レーニンの解釈では、「各民族に対して自決権を認めよという要求」は、「次のことを意味するにすぎない」、「すなわち」、「暴力かもしくは不正によって、外部から民衆の自己決定に影響をあたえようとするいっさいの企てに対して、つねに無条件に反対しなければならぬ」、「ということである」。ここでみるレーニンの解釈は、いつものレーニンが民族国家の独立を論じるのに比べて、「民族自決」という用語の語源により忠実な解釈を行っている。だが、同時に、抑圧さえなければわざわざ独立しなくてよいという言外の意味が込められていると解釈すべきであろう。

このような論理で、ロシア社会民主労働党の綱領の文言は、「一般的、基本的、常に義

務的な」性格にして、「(性、言語、宗教、人種、民族などに関する)市民の完全な同権」と、「彼らの自由な民主的自己決定の権利に対する要求」「だけで構成されなくてはならない」と表明していた。

レーニンは、同様の論理を別の所でも繰り返している。社会民主党が民族自決を認めるのは、「暴力の方法によるか、もしくは、どのようなものにもせよ不正な方法によるかして、外部から民族自決に影響を与えようとするいっさいの企てに、つねに反対して闘う」という意味であって、「自決の自由のための闘争を無条件的に承認することは、けっしてわれわれに、民族自決のいっさいの要求を支持する義務を負わせるものではない」と説明を加える。「プロレタリアートの党としての社会民主党」は、「民族の自決」ではなく各民族内の「プロレタリアートの自決」を助けることを任務としているのである。つまり、あらゆる民族の「プロレタリアートのもっとも緊密な団結」をめざして、つねに「無条件的に」努力しなければならない、とレーニンは民族自決について限定的に解釈すべきことを繰り返し述べた。

ロシアの社会民主主義者は、綱領の中に、「言語、民族その他の完全な同権」ばかりでなく、「自分の運命を自ら決定する権利」を各民族に認めることも盛り込んでいる。「だがたとえこの権利を導入するにしても」、われわれは、「プロレタリアートの闘争の利益」に「民族独立の要求」を従属させなければならない。これがレーニンの結論である。(6)

レーニンにあっては、プロレタリアートの団結が最優先的価値で、民族自決、すなわち 独立を「自決する」価値はそれに従属することははっきりしていた。

以上のように、繰り返しレーニンが表明している思想の主要な論理は、ブルジョワ民主主義のレベルでひとまず民族自決権を承認する、だから民族自治論は否定される、という点であろう。自決は国際問題でありこの分離は認められるが、自治は主権ある国家内の問題であるので分離と同義の自治は認められないというのである。

なぜそのような論理をレーニンは組み立てたのか。レーニンは、この当時、ブントが採用した文化的民族自治を民族性の原理に基づく党組織の再編とみなして反対していた。労働運動における民族自治の論理を否定する、このことが最大の目的であったとみることができる。このような、民族自治否定の動きは、その後、文化的民族自治論、さらにはレンナーやバウアーといったオーストリア・マルクス主義者への批判に発展するのである。

次に、民族自決を民族独立と解釈しても、さらに条件が加わる。レーニンによると、民族独立とプロレタリアートの利益との関係は明確である。社会民主党は「つねに民族独立を無条件に要求しなければならないのか、それとも、一定の条件のもとでだけそうしなければならないのか、またその条件とはいったいどんなものか」と自問し、レーニンは、「プロレタリアートの階級闘争の利益」に民族自決の要求を従属させなくてはならないと断定したのである。民族独立は、常に正しいものではなく、ポーランド社会党のように無条件的承認を与えるのはプロレタリアートのためにならないとする。(^)

ここのところを、レーニンは、「権利の承認」と「権利の行使」とは異なる、必ずしも 民族自決権を使うことにはならないというのである。ここでは、結社の自由を例に出して、 「自由な結社を組織するすべての市民の権利を承認する」ことと「新しい結社を結成」す ることとは異なるというたとえで説明しようとした。つまり、民族の自決を認めるにして も、プロレタリアートの自決としては「分離に反対」というのであった。結論は見え透い ていた。プロレタリアートの利益を判断できるマルクス主義者によって、結果的に、民族 自決は否定される、という仕組みになっていたからである。

1903年7月17日(新暦30日)から、ブリュッセルにてロシア社会民主労働党第2回大会が、いよいよ開催された。この大会は、警察の追及を逃れるのため、途中からロンドンに会場を移して継続された。

レーニンの予想通り、第 2 回党大会では、党建設の組織原則の問題に関して鋭い闘争が繰り広げられた。党綱領案第 9 項では「国家の構成に入っているすべての民族は自決権を持つ」とされていたが、これをめぐリルクセンブルクの指示で出席したポーランドの代議員のヴァルスキは、「国家の構成に入っているすべての民族の文化的発展を保障する機関を設ける」という対案を提示した。(*) さらにまた、党組織の問題では、レーニンに対抗して、「党組織の自由な連合体」の原理を主張した。民族自治を認めるか否かは、民主主義の解釈を揺るがす問題でもあったのである。

それまでの発言から、レーニンが言語の同権を念頭に置いていたことはわかる。しかし、 綱領の文言としては「性、宗教、人種、民族」とだけ明記されており、言語は除外されて いた。まさに大会の過程で、言語という文言が入ったのである。

レーニンによる党大会の回想から判断すると、ロシア民主労働党第 2 回大会では、恐らくレーニンの予想とは違った形で「言語の同権」問題が起きてしまったのである。

綱領委員会の審議は、次のように進んだ。第3回会議の席で、レーニンがとったメモによると、「諸問題における広範な地域の自己管理。(カフカースの提案)」、「第6項、……性、宗教、人種、民族および言語の差別なく……」と書かれている。。この時点で、綱領原案には「言語」が登場し、それをレーニンは確認してメモに書き取ったようである。

7月30日(新暦8月12日)、第16回会議は大荒れとなった。第7項(旧番第6項)について、「言語の同権」という特別な項を起こすべきであるという提案が出された。レーニンによると、そのような提案をしたのはブンドで、「『イスクラ』派は『言語の同権』を望んでいない」という非難の口実にしたのだという。綱領原案を作成した『イスクラ』派は、性などと並べて「および言語の差別なく全ての市民の完全な同権」と規定するだけで十分であると反論したが、「言語の自由」とか「言語の同権」とかと明記すべきという発言も続いた。会議は紛糾して、この項は継続審議となった。

7月31日(新暦13日)第18回会議にて、第14項(旧番第11項)が審議された。原案は、レーニンの提案で、「16歳までの全ての男女に無償で義務的な普通・職業教育。貧困児童には国家負担で食料、衣服、学用品を支給すること」と、すでに修正されていた。普通教育と並んで職業教育が義務教育のなかみとされるようになった。これは、後に「総合技術・労働教育」という形に思想的に発展する。会議では、またもや「言語」が争点になった。反対意見は、原案に、「住民の要求により、母語による授業」という文言を付け加えよ、というものだ。

レーニンは、次のような対応を決めた。

第6項末尾にある「および言語」は残す。

新項を起こす。すなわち、

「住民は母語で教育を受ける権利を持つ。すべての市民は集会、公共機関および 国家機関において母語で話す権利を持つ。 第11項には言語に関する文言を入れない。

すなわち、言語に関する新たな項を起こすというのである。これは、反対派の圧力を受けて、レーニンが言語問題をより重視する方向へと踏み出したことを意味する。

8月1日(新暦14日) 第21回会議にて、ふたたび第7項が審議されることになった。

後に、大会当時を振り返って、レーニンは、次のように総括している。「綱領の一条項の文案をめぐるとるに足りない論争」というマールトフのことばを引きながら、「言語の同権」問題の本質は、党内の主導権争いにすぎず、綱領案を作成した自分たち『イスクラ』派を追い落とそうとする右翼である反『イスクラ』派やブンドの仕業であると理解した。鉱業労働者の代議員リヴォーフの次のような発言も、レーニンは「実質的なことにはまったく一言も触れず」「何の論拠もまったく持ち合わせていない」と一蹴している。だが、リヴォーフは重要なことを言った。

「辺境地方から提出されている言語圧迫の問題は、非常に重大なものと思う。社会民主主義者はロシア化を主張しているのではないかという疑いをかけられる恐れがあるので、言語に関する条項をわれわれの綱領に入れて、そういうロシア化政策という憶測を完全に取り除くことが重要である。」(**)

このようなリボーフの発言に対するレーニンの否定的評価からみて、レーニンは、言語問題を特別視したにも関わらず、「言語の同権」という思想にはそれほどのなかみを期待していなかったと解することができよう。さらにまた、大会が言語の同権を議論した割には、綱領には「国家語」という概念が採用されることになるので、実質的には言語の同権を否定するような活動家が多かったとも判断される。

このような論議の末、この党大会にて、『ロシア社会民主労働党綱領』いわゆる第一次 党綱領が決定された。当面の政治課題としてレーニンたちが描いた草稿は、以下のように 綱領に盛り込まれたのである。このうち、原案に、第3、8、11項の3項が新設され、総 項数は14項となった。⁽¹²⁾

- 第3項 広範な、地域の自己管理。固有の生活条件および住民の構成によって区 別されるような地域のために、州の自己管理。(新設)
- 第7項 身分の廃止と、性、宗教、人種および民族の差別なく全ての市民の完全 な同権。(旧番第6項)
- 第8項 住民は母語で教育を受ける権利を持つ。この権利は、国家と自己管理機関との費用で必要な学校を設立することで保障される。すべての市民は集会において母語で話す権利を持つ。すべての地方公共機関および国家機関において国家語と並んで母語を採用する。(新設)
- 第9項 国家の構成に加わっている全ての民族に対する自決権の承認。(旧番第7項)
- 第11項 民衆による裁判官の選挙。(新設)
- 第13項 国家と教会、および教会と学校の分離。(旧番第10項)
- 第14項 16歳までの全ての男女に無償で義務的な普通・職業教育。貧困児童には 国家負担で食料、衣服、学用品を支給すること。(旧番第11項)

ここには、「国家語」という用語が出てくる。レーニンは、この用語の使用には反対したようである。レーニンの案には、それがない。しかし、綱領からは言語同権という記述

は除かれ、「国家語」という用語が残った。これが、ロシア社会民主労働党のこの時の歴 史段階であった。

さて、この大会で党は分裂状態に陥った。党の中央機関の役員の選出でレーニン派は、 多数を得たので、多数派(ボリシェビキ)と呼ばれることになる。しかし、実際の労働運動においては、決して多数派ではなかったのである。「国家語」という用語一つにも、その苦渋がにじみでているように思われる。

(3) 階級意識か民族感情か

「『ユダヤ人は、一定の領域を持たないという思いも寄らぬ民族であり、民族としては、存在しなくなった』と、もっともすぐれたマルクス主義理論家のひとりであるカール・カウツキーは言っている」。1903年の時点で、レーニンは、このようなカウツキーの理論に目を付ける。「3」もちろん、レーニンは、ここでユダヤ人が民族であることを否定しようとしているのである。さらにレーニンは、「最近のオーストリアにおける民族問題」を検討してみると、そこでは「民族の概念に科学的な定義」を与えるために、「言語と領域という二つの基本的な指標」が設定されていると読みとる。「4」言語と領域、これが、民族を成り立たせる必要条件であると考えたのである。

同様にまた、レーニンは、フランスのユダヤ人のアルフレッド・ハーケから、「民族」は領域と共通の言語をもたなければならないが、「ユダヤ人はすでに領域も共通の言語ももっていない」ということばも引用する。(15)

だから、ロシアのユダヤ人たちは特別な民族 () であるといいたそうだが、言語が「通用語 ()」で、領域が「ユダヤ人居住区」とでもいうのか、と皮肉たっぷりに否定している。

「学問上まったくなりたたぬ、固有のユダヤ民族 () という理念そのもの は、政治的意義から言って反動的である。 (16)

「ユダヤ人問題の唯一の可能な解決」は、カール・カウツキーの言うように、「ユダヤ人の孤立性を除くこと」、つまり同化なのだ、だからブンドたちは「融合への転換」を宣言せよとレーニンは迫った。⁽¹⁸⁾

したがって、ブンドが「ユダヤ民族」独自の目標をたてて、独自の政党を持つことは誤りであるとレーニンは主張したのである。だが、この論理はそれだけにとどまらない。レーニンが「同化」という用語を使用したということは、民族消滅を肯定する彼の民族観と歴史観をうかがわせるものである。

さらに、レーニンが、民族感情よりも、冷酷な論理で階級の利害を追っていたことは、 日露戦争に関する彼の発言からはっきりする。レーニンは、日露戦争におけるロシア帝国 の敗北を、革命勢力にとっては望ましいことと考えたからである。封建勢力の崩壊は、近 代化を促し、歴史を進展させると考えた。「恥ずべき敗北」を喫したのは、ロシア人民 () ではなくして専制支配であり、これは「専制に対する人民の戦争」、「自由ため のプロレタリアートの戦争」にとって有利にはたらくと。

1905年の革命の時期に、レーニンたちの労働運動も発展するのであるが、日露戦争に敗北した時点でのレーニンの総括は、レーニンの民族観を理解するうえで注目される。

(4) 民族の定義をめぐって

1910年以降には、ロシア社会民主労働党の党内論争と、ポーランドにおけるポーランド 王国・リトワニア社会民主党の分裂に関連して、民族問題が再び労働運動の争点になった。

レーニンは、1912年 1 月に「プラハ協議会」を開催し、自派勢力のみで「ロシア社会民主党」を創設した。前身のロシア社会民主党と区別するために、後者は「ロシア社会民主党(ボリシェビキ)」あるいは単に「ボリシェビキ」と呼び分けられている。

レーニンは、1913年に、民族問題に関する数多くの論文を書いている。この頃、スターリンは、1912年末から1913年初めにかけて、ウィーンにおいて『マルクス主義と民族問題』 (²⁰⁾を書いた。

レーニンは、スターリンのこの論文を絶賛する。ゴーリキー宛の手紙で、次のように書 いている。

「民族主義については、この問題にもっと真剣に取り組まなくてはならないというご意見に全く賛成です。われわれのもとでは、驚嘆すべきグルジア人が、オーストリアその他の『資料』を集めて、長い間かかり切りで大論文を書いています」

こうして、ロシアの革命家たちは、オーストリアの民族論争を引き継ぐことになった。 なぜそうなってしまったのか。レーニンは、別のところで、次のようにも言っている。

「コーバは民族問題について大論文を書くことができた。すばらしい。ユダヤ人 プンドや解党派の分離主義者や日和見主義に反対し、真理のために闘わなくては ならない」⁽²²⁾

ここにでてくる「コーバ」とは「驚嘆すべきグルジア人」スターリンのことである。彼のことばから、民族問題に関するレーニンの最大の関心は、労働運動が民族別に組織されることを食い止めることにあったことがわかる。スターリンの論文の細部を検討すると、レーニンとはいくつか食い違いが生じているのだが、レーニンの主たる関心はそこになかった。それはともかくとして、スターリンの論文は、この後、世界の社会主義運動にとって大きな役割を果たすことになる。

スターリンは、この論文で、民族の概念を定式化した。その理論は、カウツキーの定義に、パウアーのいう「民族的性格」を「心理状態の性格」と書き直して付け足した折衷的なものであった。だが、この定義は後にソビエト共産党公認の定義として決定的な影響を及ぼすことになる。スターリンは、次のように民族を定義した。

「民族とは、歴史的に形成された、安定した、人々の共通性である。それは、言語、地域、経済性、および文化の共通性に現れる心理状態の共通性を基盤としている。」(23)

スターリンは、本名をヨシフ・ヴィサリオノヴィチ・ジュガシヴィリと呼び、グルジア

生まれである。バクーを中心に非合法活動に従事し、1912年のプラハ協議会の後に、党の中央委員に就いている。グルジア生まれのスターリンは、民族的な経験から、バウアーの唱えたような民族の心理的な部分にこだわったのだろうと推測する向きもある。⁽²⁴⁾この点で、領域と言語という 2 点を要素とするレーニンの民族定義とは異なっている。

この書において、スターリンは、民族運動を否定的に評価する。彼は、ロシアにおける 資本主義の発展がロシアの諸民族の経済的結合をはやめ、諸民族が民族運動を起こした、 と分析する。だが、この民族運動が労働運動、たとえばユダヤ人プンドとカフカースの社 会主義者に悪影響を及ぼしている、とスターリンは民族運動を警戒する。この論理、レー ニンと同じである。

次に、民族を「人々の一定の共通性」 と定義する。この共通性を、スターリンは以下の6要素で言い換える。すなわち、民族をなす共通性とは、 歴史的に形成されたもので、安定しており、具体的には 言語的共通性、 地域的共通性、 経済生活の共通性、 心理状態の共通性である。もう少し説明すれば、共通の言語を持つこと、共同の生活基盤となる共通の地域を持つこと、それに共通な文化を持つことである。ここで、先の有名な民族の定義がでてくることになる。スターリンの民族定義は、条件が厳しく、どれを欠いても民族と認めない。だから、スターリンは、ユダヤ人は世界中に散在しているので民族とはみなせない、と判断するのである。この点でも、レーニンと同じ結論である。だが、スターリンの理論からすると、民族を強制移住させ、分散させてしまえば、消滅させられるという論理も派生する。この点に留意しておこう。

スターリンは、民族運動を民族自決という観点から評価しようとする。この点でも、レーニンと同じ論理をとっている。西欧では、民族の形成は、国民国家の形成であった。東欧では、形成された国家が小民族()からなる多民族国家であったので、現在なお民族運動が起きており、この民族闘争は本質的にはブルジョワ的である。しかし、プロレタリアートは、民族圧迫政策とは闘わなくてはならず、社会民主主義者は民族自決権を宣言しなければならない。このように論理を展開しながら、スターリンは、次のように民族自決権の内容を説明する。

「自決権とは、民族の運命を決める権利を持つものは、民族自身だけであるということ、民族の生活に強制的に干渉し、民族の学校その他の施設を破壊し、その風習や慣習を打ち破り、その言語を圧迫し、その諸権利を制限する権利を持つものは誰一人いないということだ。」 (28)

このように、スターリンは、民族が自決する内実を、国家として独立するか否かという自 決に限ったのではなく、生活の領域で考えていた。この点で、レーニンとは大きく異なる。 ただし、「民族の有害な慣習や制度に反対する」活動を行い、「この民族の勤労者層が、そ れらのものから解放されることができるようにする」ことだと、いわゆる階級闘争の利益 への従属という制限を付けたのであるが。それにしても、民族学校を維持するという点で も、レーニンとは具体的にはっきりと異なった判断をしている。

民族自治に対しては、スターリンは、「文化的民族自治」を民族主義の一種である、すなわちブルジョワ的なものであると分析して、それは歴史の発展過程を阻害するものとみなした。この点は、レーニンと同じ見解である。まず、民族自治は、自治の範囲を「文化的」なものに限定し、民族の分離・独立を認めないので民族の権利を制限している。だか

ら、民族自治は誤っているのだと、スターリンは言う。だが、これは論争のための論理に 過ぎない。スターリンが「文化的」なもの以上の自治を認めようとしたのか疑わしいから である。むしろ、次の論理が本音であろう。

「文化的民族自治」の政策は、「労働運動の統一を破壊し、労働者を民族的に孤立させ、彼らのあいだの摩擦を激化するのに有利な地盤を作り出すことによって、民族問題を先鋭にし、それを混乱させている」 から誤りである、というのである。スターリンは、民族運動が労働者運動の分裂を引き起こすとみる。この点でも、レーニンと歩調を合わせている。だが、さらに、スターリンは文化的民族自治の結果が、民族紛争を引き起こすことにもなると指摘する点で現実的な判断となっているともいえよう。

次に、資本主義が発展すると、人々の移住の流動化が民族を分散させ、階級闘争が激化して民族を理由にした統一を崩すことになるので、民族主義は歴史の発展にそぐわないとスターリンは考える。パウアーのいう「社会主義的民族性原理」は、「ブルジョワ的な民族原理」にすぎず、歴史的に葬り去られるものである。⁽²⁸⁾

ユダヤ人ブンド、カフカース派、解党派に対する批判を展開しながら、国内の民主主義の完成が小民族の権利を保障すること、 文化的自治では諸民族を古い殻の中に閉じこめてしまい民族の前進を阻害すると判断している。分裂は歴史に逆行し、民主主義を徹底することで真の解決が図られると見る点でも、レーニンと同じである。

スターリンは、そのことを説明するために、諸民族を、民族の規定に当てはまる大民族いわゆる民族()と、ある程度発展した小民族()さらに遅れた民族体()とに格付けする。レーニンとは違って、実に率直に表現した。このことは、スターリンが、アジアの諸民族を含めて民族の状態をよく把握していたことを示すのであるが、しかし民族を政治的に階層区分する民族観となっている。このような見解は、後のソビエトの政治制度の中に反映されることになる。しかも、次のようにスターリンは、文字言語をもっているか否かを、民族階層化の重要な尺度とみなした点にも注意しておこう。

大民族は、西欧ですでに国家を形成している。東欧やヨーロッパ・ロシアでは、「発達した文字や文化をもった、ある程度発展した」小民族が、民族運動を起こしている。だが、カフカースには、「自分の文字をもたないような」、「同化されつつある部分もあれば発展しつつある部分もあるという」、「過度的な」諸民族がいる。

過度的な民族、これがスターリンのいう「民族体」というである。この民族体は、文化の低い発展水準にあり、スターリンの言い方では、消滅するのもやむを得ないような危うい存在である。この民族体が「閉鎖性」を打ち破ること、およびまたこの民族体を「より高い文化」の共通の水路に引き入れること、これが政治運動の目標となる。 だが、スターリンの言うように「閉鎖性」を打ち破ると、どうなるというのか。現実には、弱小民族は、遅れていると断定され、スターリンのいう高い文化に向けて同化されていく、すなわち民族消滅を否定できない論理となっているではないか。

スターリンは、少数民族の問題を国内の完全な民主主義化によって解決できると考えていた。この民主主義の実体は、少数民族が母語を使う権利を保障され、民族学校をもち、良心の自由、すなわち信教の自由、および移動の自由が保障されることだと説明している。その内容は、レーニンの構想と食い違いを見せながらも、少数民族の権利を保障するため

に法律を制定すべきであると提案しており、この点ではレーニンと一致している。

スターリンもまた、レーニン同様に、プロレタリアートの統一組織という視点から民族 統一を唱えた。「ロシアのあらゆる民族の労働者を、各地方で単一の完全な集団に結集すること、そしてこの集団を単一の政党に結集すること、これが任務である」(32) と。プロレタリアートに、民族の自決などあり得ないことを、ストレートに語ったのである。

(5) 言語問題

母語で教育を受けることは、すでに綱領論争では決着していた。レーニンは、国家語規定は不要であること、正確に言えば「国家語の強制」を否定する論を展開したのである。それは、時のボリシェビキ多数派に抗しながら主張し続けたことであって、言語に関して特別な関心を持っていたレーニンにあってこそできたことだと指摘されている。⁽³⁾ただし、レーニンが言語統一を不要と考えたわけではない。この点には、注意を要する。

なぜ国家語の強制は否定されるのか。まず、レーニンは、民主主義の原則から強制や抑 圧を一般的に否定すべきであると考える。

「さまざまな民族が、自由に平和に一緒に暮らすには、……完全な民主主義が必要である。どの民族にとっても、どの言語にとっても、どんな特権もあってはならない。少数民族に対して、少しの圧迫も少しの不公正も加えてはならない。これが労働者民主主義の原則である。」(34)

特権は、弱者への抑圧に転化するので、否定されるべきである。この論理も、レーニンに特徴的なものである。レーニンは、1913年の6月にスイス各地(チューリヒ、ジュネーヴ、ローザンヌ、ベルン)で講演を行っているが、その演説手稿および書き込みメモ(いわゆる『民族問題に関するテーゼ』)によると、講演内容の第5点目に、特権という観点から国家語を否定する論理が説明されている。

「一貫して民主主義的な国家制度を守るに当たり、社会民主党は、諸民族の無条件的な同権を要求し、一つの民族もしくはいくつかの民族のための、どんな特権とも闘うものである。とくに、社会民主党は、『国家』語(《

)を排斥する。ロシアでは、そういうものはとくによけいなものである。なぜなら、ロシアの70種以上の住民は互いに親縁関係にあるスラヴ種族に属しており、これらの種族は、自由な国家の自由な学校のもとでは経済的流通の必要によって、いろいろな言語のうちの一つに『国家的』特権などを少しも与えなくとも、たやすく互いに意志を通じ合うことができるようになるであろうから。〔⁵⁵〕

このメモの第 6 点目には、授業言語の確保も含んで少数民族の権利の保護にも言及してある。その論理も、やはり、大民族の特権の否定である。

「社会民主党は、国家のどんな地方にいるかにかかわらず、あらゆる少数民族の権利を守る国法の発布を要求する。多数民族が、自分だけの民族的特権を作り出し、もしくは(教育の分野でどの言語を使用するかとか、予算とか、その他で)少数民族の権利を縮小しようとする一切の措置は、この法律に基づき無効を宣言され、このような措置の実行は刑罰をもって禁止されなければならない。」(③)

では、レーニンは、共通語を必要だとは考えなかったのだろうか。そのような共通語は、特権的な言語になるようなことはないのだろうか。本当に、レーニンは、国家語を否定し

たのだろうか。レーニンは、自由主義者との論争。つなかでその点を詳しく述べている。

「ロシア語の運命については、何も心配することはない。それは、自ら全ロシアで承認を勝ち取るだろう」と、自由主義的な新聞『ルースコエ・スローヴォ』は書いている。このロシア語による言語統一を示唆する見解について、レーニンは否定するどころか、「これも正しい」と判断する。「なぜなら、経済的流通の必要が、一つの国家内に住む諸民族()に(彼らが一緒に生活することを望む間は)、多数派の言語を学ぶことを常に余儀なくさせるからである」と。つまり、「経済の必要」は、諸民族に対して「それだけ切実に」、「全体的な商取引にもっとも便利な言語の学習」へと「押しやる」だろう。このような具合に、レーニンは、言語統一を当然のことと考えていたのである。

『ルースコエ・スローボ』紙と、レーニンの見解が異なるのは、次の点である。『ルースコエ・スローボ』紙は、ロシアのように広大な国家には、「一つの全国家語(

)」があるべきであり、このような言語となりうるのはロシア語だけである、と主張している。だがレーニンは、「論理があべこべである」と反論する。ここで、有名なくだり、スイス・モデルが提示され、言語の強制を否定する論理が展開される。しかし、彼の論理を追っていくと、彼が多言語状態が望ましいと考えていたわけではないことがわかる。レーニンは、民主主義と自由な社会を維持すれば、経済の論理にしたがって、多言語状態を経てやがては大言語に落ちついていく、という見通しを述べているにすぎない。

というのは、レーニンは、以下のような実例から結論を得たからである。「小国スイス」は、「一つの全国家語」というものがなく、ドイツ語、フランス語、イタリア語という、3 言語を使用している。だが「まる 3 つの言語があることで損をしておらず、得をしているのである」、とこの多言語状態をレーニンは積極的に評価する。スイスの民族構成は、70%がドイツ人、フランス人は22%、イタリア人は 7 %である。ちなみに、ロシアでは大ロシア人(いわゆるロシア人)が43%、ウクライナ人が17%、ポーランド人が 6 %とベラルーシ人が 4.5%である。レーニンはこう両国の民族別人口構成を併記しているので、ロシアもスイスのようになる可能性があることを証明しようとしたものと思われる。

レーニンが、多言語状態の将来についてスイスから学んでいることは、多言語の併存よりも、その将来、すなわち自由にしておけば住民は必要な言語を学びとっていくものだという点であろう。レーニンは、スイスにおいて少数派のイタリア人が、「全体の議会」ではしばしばフランス語で語っていることに注目する。彼らは、「何らかの野蛮な警察的法律」に「強制されて」そうしているのではない。「民主主義国家の文明的な市民」が「自ら」、「多数のものによくわかる言語」の方を「選んでいる」にすぎない。だから、フランス語はイタリア人に「嫌悪の情」を起こさせていない。「自由な文明民族の言語」ならば、「警察的手段」で押しつけなくとも選びとられていくものである、とレーニンは考えた。

同様に、スウェーデンから分離したノルウェーの例を引きながら、強制的な結合を破棄すれば、自由意志に基づく経済的結合が強化され、文化的親近性も強化され、言語その他の点で密接な関係を持つようになり、この国民間には相互尊重が強まると、レーニンは展望している。⁽³⁸⁾

レーニンの示す自由な結合のモデルとは、強制がなくとも、いや強制をなくせば、経済 的理由によって、言語も文化もより有利なものへ統合されていく、つまり民衆は自ら進ん で同化するものだ、ということに他ならない。レーニンは、それが歴史というものだと判断しているのである。

そこで、レーニンは提案する。「もしロシアがヨーロッパに追いつきたければ、ロシアはできるだけ早く、できるだけ完全に、できるだけ思い切って、ありとあらゆる特権をなくすべきではないのか」。あらゆる特権がなくなれば、「全てのスラヴ人は容易にまた急速に、互いに理解し合うことを学ぶ」であろう。全国規模の会議、すなわち「全体の議会」で「いろいろな言語の演説」が聞かれるという「『恐ろしい』考え」におびえることもないだろう。なぜなら、「経済的流通の必要」によって、「その国の言語」のうち、「多数のものにとって商取引のために有利となるような、そういう言語」を住民は「自ずから決定する」ものだから。しかも、この決定は、「さまざまな民族」の住民が「自発的に」受け入れることだから、強制されるよりも「いっそう確固」としたものとなり、効果が高いではないか。民主主義を徹底し、資本主義の発展が急速になればなるほど、このような住民による「決定」はいっそう「急速に」、「広範に」なされるであろう。

この論理からすると、レーニンは、多様な言語が飛び交う状態を想定していなかったと いうことである。

以上のような論理を展開して、レーニンは国家語に関する結論にたどり着く。「どの一つの民族にも、どの一つの言語にも、絶対にどんな特権も認めないこと」。 具体的政策として、

「諸民族のうちの一つについて特権を設けたり、諸民族の同権または少数民族の権利を侵害したりするような、(ゼムストヴォ、都市、共同体などの) どのような措置をも不法かつ無効と宣言し、また、国家のあらゆる市民に、憲法違反としてこうした措置の廃止と、こうした措置を実施しようとする者の処罰とを要求する権利を与える、全国家的法律を公布すること。

レーニンが、自由主義者との論争で、はじめに「論理があべこべである」と指摘したのは、言語統一を目指すにしても強制ではなく自由、すなわち何らかの言語に法的な特権を与えることでなく、逆に民主主義に基づき住民に言語を選択させることである、という意味であった。もちろん、レーニンは言葉にこそ出しはしないが、少数民族の言語が選択されることはあり得ないという確信に支えられていたのである。

国家語問題は、民族問題の中にはっきりと位置づけられ、労働運動のなかの確認事項となった。1913年夏の「ロシア社会民主労働党中央委員会と党活動家との合同協議会」の決議のなかで、「民族問題に関する決議」があり、その第一項のなかでも、義務的国家語の排除が明記されている。この決議は、革命を前にしたボリシェビキの重要な政策文書とみなされたものである。

「民族的平和は、ただ、次の場合にだけ成し遂げられる。すなわち、国家の構成が、一貫して、徹底的に、民主主義的、共和的であり、あらゆる民族とあらゆる 言語との完全な同権を保障し、義務的国家語(

)の存在しないことを保障する場合。学校が、地域の言語によって授業することを住民に保障する場合。そして、諸民族のうちのある一民族のいかなる特権も、少数民族の権利のいかなる侵害をも、無効と宣言する基本法文を憲法のなかに入れる場合。とくに、この場合必要なことは、経済的ならびに生活的諸

条件や、住民の民族的構成等々を地方住民自身が考慮して、自己管理州や自治州の境界を決定し、そのうえで、広範な州自治や完全に民主主義的な地域の自己管理とを施行することである。」(39)

1914年、その名からして、決定的な論文がレーニンによって書かれる。それは、『義務的な国家語は必要か』というもので、たとえロシア語が「偉大で威力のある」ものだとしてもそれを強制してはならないとレーニンは説く。(40)

レーニンが到達した結論は、すでに前年にはっきりしている。レーニンは、国家語を否定したのではなく、義務的な国家語を否定したのである。その後のソピエトの言語政策の特徴を把握するために、レーニンのことばによって、もう一度その論理を確認してみる。

当時の、民族政策および言語政策に関して、その理論をレーニンは3つの潮流に整理する。一つは反動派、もう一つは自由主義者であり、残るはマルクス主義者である。反動派の論理は、露骨に差別的なものとなっている。だが、自由主義者の論理は、一見民主主義的に見えても、その実はブルジョワ的で、プロレタリアートの利益にそぐわない、とレーニンは分析するのである。

母語による教育という視点から見れば、マルクス主義者のみならず、自由主義者も「少なくとも初等学校では」「母語で授業する権利」を認めている。この点では、反動派と対立する。だが、「義務的な国家語」の必要性という点では、自由主義者と反動派とは政策が一致し、マルクス主義者とは対立する。こうレーニンは分析するのであるが、この分析から当時の民族政策の争点を知ることができる。

レーニンの反論は、こうである。「義務的な国家語」の意味するところは、「事実上、これは、ロシアの住民の少数を占めている大ロシア人の言語が、ロシアのその他の全住民に押しつけられること」である。そうなると、学校では「国家語を教えることが義務的」となり、「全ての公的事務」は「地域住民の言語」でなく、「必ず」「国家語」によって行われなければならないことになる。レーニンの説明では、いったん義務的な国家言語を決めると法的な強制が伴うことになるが、それでよいのか、ということだろう。しかも、ロシア人は過半数に達していないのに、である。

論争の中で、レーニンは、国家語に関してマルクス主義者が認められる論理とそうでない二つの論理とをより分ける。この論理の対立を追うと、レーニンの言語観がはっきりしてくる。

一つの対立派は反動派であるが、時のロシアの反動派の代表格である「黒百人組」の「論拠」は、単純な大ロシア至上主義である。レーニンの整理では、反動派は「全ての異民族は、厳しく取り扱うべき」であること、ロシアは「不可分」でなければならず、「あらゆる民族は大ロシア人にしたがわねばならない」と主張しているのである。なぜなら「大ロシア人」は「ロシアの国土の建設者」であり、それをまとめているからであると理由づけるからである。このような論理では、非ロシア人の言語はさげすまれ、禁止されることにさえなるとレーニンは指摘する。

もう一つの対立派は、自由主義者であり、また文化論を唱える連中もそうであるが、彼らもやはりロシア語の優位を主張している。彼らは、「国家語の義務性」を主張し、その根拠は「文化」のため、「単一」「不可分」のロシアの利益のためとしているからである。

レーニンは次のように、自由主義者のパトラシキンのことばを引用する。

「国家組織は文化的統一の肯定である。……国家の文化のなかには必ず国家語が入る。……国家組織の基礎のあるのは権力の統一であり、国家語はこの統一の道具である。国家組織の他の全ての形態と同様に、国家語は、強制的で、一般義務的な力を持っている。もし、単一不可分であることがロシアの運命であるならば、ロシア語という文章語の国家的意義をかたく守らなければならない。」(*1)

これが、国家語の必要性に関する自由主義者の典型的な哲学である、とレーニンは判断する。レーニンは、このような論理と、マルクス主義者の論理は異なるというのだが、その後の歴史をみるとむしろ両者に一致している論理の方が注目されるのではないか。以下にそのことを書き出してみよう。

自由主義者の主張は、レーニンの把握では、以下のようになる。「ロシア語は偉大であり強力である」から、「ロシアのどの辺境に住んでいる者も皆、その偉大で強力な言語を知るようになること」を望むべきである。ロシア語は「異民族の文学を豊かにし」、異民族が「偉大な文化的価値を受け取る」という可能性を異民族に与えることになる。

このようなロシア語評価に対して、レーニンは何と反論したのか。レーニンは、何と、「自由主義者諸君、それはみなその通りだ」と答えている。ツルゲーネフ、トルストイ、ドブロリューボフのことばは「偉大で強力である」が、そのことを自由主義者よりもわれわれロシアのマルクス主義者の方がよく知っている、とレーニンは自慢さえする。そして、マルクス主義者は「ロシアに居住する例外なく全ての民族の被抑圧階級」の間に、「できるだけ緊密な交流と兄弟的統一」が打ち立てられることを、自由主義者以上に望んでいる、とも言う。さらに加えて、「ロシアの住民の一人一人が偉大なロシア語を学ぶ可能性を持つことに賛成だ」と、レーニンは結論づける。

それならば、マルクス主義者と自由主義者との違いはどこにあるのか。「ただ一つはっきりしていることは」、とレーニンは切り出して、それは「強制はしない」ということだという。レーニンの味のある表現では、「人民を楽園に棒切れで追い立てるようなことは望まない」となっている。「義務的な国家語」には、「強制と無理押し」が伴うから反対だ、「偉大で強力なロシア語」を「棒切れで脅して学ばせる」ことには反対だというのである。

この続きに、レーニンの展望が今一度語られる。ロシアにおける資本主義の発展、一般的には「社会生活の進行全体」が、全ての民族相互の「接近()」へと導き、「分立の状態と民族的頑迷」は消え失せるにちがいない。「自分の生活と仕事の諸条件」ゆえに「ロシア語の知識」を必要とする者は、棒切れがなくともロシア語を学ぶであろう。

強制はかえって対立と敵意をあおるだけであって、百害あって一利なしとレーニンは考える。そうではなくて、必要なことは、「すべての地域語によって授業する学校」を住民に保障し、特定民族の特権を否定し、少数民族の権利のいかなる侵犯をも無効と宣言する基本法を憲法に明記したうえで、「義務的な国家語をなくすこと」である、とレーニンは論を展開した。

この論文が果たした役割は、歴史的には大きなものがあった。国家語を規定する法的な 措置を禁止したからである。⁽⁴²⁾ただ、誤解してならない。レーニンはむしろ、何らかの共 通語が必要であり、言語的な統一は当然であると判断していたのである。

レーニンは、革命を前にして、党綱領の修正案を起草したときにも、第 8 項に関して 「強制的な国家語の廃止」にこだわっている。 「住民は、母語で教育を受ける権利を持つ。そのために必要な学校を国家と自治機関の負担で設立することによって保障される。すべての市民は集会において母語で話す権利を持つ。すべての地方公共機関と国家機関で<u>国家語とならんで</u>母語を採用すること。強制的な国家語の廃止。」(43)

この書き方は、「国家語とならんで」の文言を「強制的な国家語の廃止」と取り替えるということである。⁽⁺⁾レーニンは、将来の統一的な言語を否定はしていないが、わざわざ国家語を指定する必要はないという立場は崩さなかった。

それならば、少数民族の言語はどのような形で残りうるであろうか。それは、言語の平等な状態をつくりだしているのであろうか。母語の採用とは、正規の状態ではなかったのか。『民族同権法および少数民族擁護法草案』という文献が、1914年 5 月以降に書かれているが、これは、国会に持ち込まれる予定であったという。その第 7 項は、以下のようになっている。

「地方自治機関と自治議会は、一つの言語を定め、それによって当該の地域また は地方のあらゆる国家施設および社会施設を運営するが、その際、あらゆる少数 民族は、同権の原則に基づき、自語の権利、たとえば申し出に用いられたのと同 じ言語で国家施設および社会施設から回答を受け取ること、その他の権利の無条 件的な保護を要求する権利がある。」(45)

自治領域内の公用語は一つであること、他の言語は同等の働きをなすように申し出があれば対処されることが計画されている。それまでなのだ。

レーニンの論理では、国家語の強制は民族への抑圧であるから、これは否定しなければならない。資本主義が発展し、社会生活が向上し、民族相互が接近していけば、民族間の対立も解消されるであろう、その時ごく自然に、経済的に優位にある大言語が共通語となっているであろう、レーニンはこう考えた。すなわち、強制してはならないし、強制しなくともよいというものである。『共産党宣言』と同様に、民族問題は資本主義の低次の段階に起きるものであるという歴史観に立っているのである。言い直せば、レーニンが国家語の強制の禁止を唱えたのは、何らかの共通語がごく自然に、平和のうちに出現するという楽観的展望を前提としているのである。では、学校教育は共通語になりそうな言語を教育していくべきだろうか、その点をレーニンは詰めて考えていなかった。逆に、消滅しゆく言語を持った民族は、学校教育などで民族語を維持しようと抵抗しないであろうか。母語で教育するとは、そういうことではないのか。それでも、このような抵抗は、歴史に刃向かう不自然な行為になるのだろうか。このような悩みもまた、レーニンの頭にはなかったと思われる。

(6)民族別学校の否定

母語(つまり民族語)で教える学校をふさわしいものとしながら、レーニンは民族学校には反対した。この論理は、奇異にうつる。多民族国家で、それぞれの民族の母語で授業が行われれば、学校は言語別、つまり民族別にならざるを得ないのではないか。それならば、レーニンは、いったい、どのような論理で民族学校を否定したのであろうか。

実際に、レーニンたちボリシェビキ主流派の方針には、次のような批判が投げかけられていた。「母語で教える学校」というのは、「学校事業を民族別に分化すること」に他なら

ないではないか。それを否定している『プラウダ』派は、「異民族 () から民族学校をとりあげようとしている、と $^{(46)}$

これに対して、レーニンは、どう反論したのであろうか。レーニンは、民族別に学校を 分けるものとして、政府の「ユダヤ人学校」建設案に対し反対意見を展開した。

レーニンの分析では、民族主義は、支配民族には特権を付与し、その他の民族からは権利を剥奪するようにはたらく。それによって、「各民族を互いに分立させ、相互の間の敵意をあおり立てる」ように、はたらきかけられる。このような「現代の民族主義」の「極端な現れ」が、「ユダヤ人学校の設置」計画であり、それはユダヤ人だけを「特別のユダヤ人学校に分離しよう」とするものである。民族主義は、「迫害」や「抑圧」のほか、「一国家内の諸民族をそれぞれ互いに分立させ」、彼らの「学校を分割しよう」とする。"うそれは、「人為的で有害」なものである。

ところが、現実の社会では、いろいろの民族が一つの国家のうちに生活しており、経済上、法律上および生活上の結びつきができているわけで、学校事業をこれらの結びつきから引き離すことはできないことだ。レーニンはそう判断する。経済が一国家内に生活する諸民族を結びつけているのに、民族を「文化」問題、とくに学校問題という分野において「永久に分割しよう」と試みることは「ばかげたこと」であり反動的である。(48)

つまり第一に、あらゆる資本主義社会における重大な階級闘争は経済と政治の領域で行われており、この領域から学校の領域を分離させることは「ばかげたことである」。学校も民族文化一般も経済や政治から切り離すことはできない。第二に、資本主義国の経済的ならびに政治的生活が「民族的隔壁」や「民族的偏見」を粉砕しているのに対して、学校事業の分離は拝外主義を温存し、激化し、強化することにほかならない。(49)

現実の社会で、株式会社ではいろいろの民族の資本家が融合し、工場ではいろいろの民族の労働者が一緒に働いているではないか。 レーニンが指摘している注目すべき視点は、「資本家をみたまえ。彼らは『普通の人民』の間に民族的敵意をあおりたてようとしているが、自分自身はその事業をうまくやっている」というくだりであろう。 民族的敵意が人為的に作り出されるというこの指摘は、的確である。

もう一つ、レーニン独特の分析視点であるが、民族別学校が「文化的民族自治」の思想と関連しているという指摘である。もっと具体的に、レーニンは、「ユダヤ人学校の民族化」は、いわゆる「文化的民族自治」の計画、すなわち「学校事業を国家の手からとりあげて、それぞれの民族の手に移すという計画」であって「もっとも有害な計画」であると述べている。(522)

レーニンは、文化的民族自治をていねいに定義し直しながら、それを限定的にとらえ直そうとする。「(非地域的、民族の居住する土地に関わらない)『非属地的』自治案、または『文化的民族自治』案」は、実際の実現形態が、「学校事業を民族別に分割する」ということになるにすぎない。 $^{(53)}$

あるいは、こうも言っている。いわゆる「文化的民族」自治(言い換えれば、「民族的 発展の自由を保障する諸施設の創設」の計画または綱領)の本質は、「学校事業を民族的 に分割すること」にある。各民族は、それに属する任意の個人がどこに住んでいようと、それとは無関係に、「国家的に認められた単一の団体」を作り、この団体が民族の文化事業を管轄する。これらの事業のうちの主要なものが学校事業である。レーニンは、このよ

うに、学校分割計画と関わらせながら、文化的民族自治を限定して把握し、それは「絶対 に許すことができない」⁽⁵⁴⁾と答える。

レーニンは、民族別学校を、社会に流通する文化からの孤立ととらえ、民族文化の保障 とはとらえなかったのである。そもそも、民族文化の意義を、レーニンはほとんど認めて いない。

学校事業の「民族化」の核心は、民族分離であると、レーニンは見抜く。学校分割の好例としてレーニンが挙げるのは、アメリカの人種隔離政策である。北アメリカ合衆国をみてみると、南部諸州では、黒人は経済的に押さえつけられ、「文化的に卑しめられている(黒人の間の非識字率は44%であるが、白人は6%である)」。ところが、北部諸州では、黒人は白人と一緒に「同じ学校で教育を受け」ている。南部諸州の「黒人のための特別な学校」、これが、学校の「民族化」の「唯一の実例」だと、レーニンは指摘した。

ゆえに、ユダヤ人学校の建設というような、民族別学校は、「民族文化」を相互に永遠 にいがみ合わせ、人為的に民族を「作り上げてしまう」ことである。⁽⁵⁵⁾

あるいは、別の言い方では、学校事業を民族別に分割することは、「実際には必ず、遅れた民族にとって改悪となる」であろう。その好い例が、アメリカ合衆国であるというのだ。「国民学校の民族別分割」は、いっそう労働者を細分化し、分割し、弱めることにしかならない。こう述べて、レーニンは、実生活に合わせて、学校事業の中で「諸民族の統合()」を達成しなければならない、と主張する。(56) 民族別学校が少数派の隔離になる、というのがレーニンの見解の基本であった。それは、レーニンが、民族は永遠不変のものではないと考えていたということである。むしろ、彼は、民族が相互に異なるという立場をとって、民族文化を維持しようと努めれば、民族対立はいつまでも残ると指摘していたということである。

逆に、民主主義に基づいて、多民族が共存しあっている国がある。「全世界の先進諸国」、つまりレーニンがモデルとする国は、「西欧のスイス」や「東欧のフィンランド」である。レーニンが使っていない用語になるが、ことばを補えば、他民族の共存とは個々人に対する「平等の思想」を徹底するということであろう。

このような国でのみ、「真に民主主義的な全体の学校」「徹底的に民主主義的な全国家的な施設」をつくることによって、「いろいろの民族」が「もっとも平和で(動物的でなく)人間的な共同生活」をおくれることになる。「社会主義のためのプロレタリアートの階級闘争の見地はさておき、民主主義の見地からみてさえ」と、ブンド派の民族別学校計画を否定しているように、レーニンは、民族の問題は民族主義では解決できず、民主主義の原則、民主主義の段階で解決できると考えていたようである。つまり、民族主義、民主主義、社会主義という順序で歴史観が組み立てられていたのである。

このように、レーニンは、少数民族の権利の保障は、完全な同権の原則で解決がつくと考えていたので、「諸民族のうちのある一つの民族が、どのような特権を持つことも、少数民族の権利をどのように侵害することも、無効であるとする基本法が憲法の中に入れられる」(5%) という政策で、この同権も守られると判断していた。

それでは、少数民族へはなんらの特別な配慮はなされないのか。母語による教育とは、 どのような形で実施するというのか。レーニンは、ここで、ブンド派の機関紙『時代』^(**) に掲載されたリープマンの論文を引きながら論を展開する。リープマンは、レーニンたち ボリシェビキに対して、次のような疑問を発した。「少数民族の権利とは何か、いったいどうしてわかるのか」。民族学校において「独自の指導要領()」で授業を受ける権利は、こういう少数民族の権利のうちにはいるのか。少数民族が、独自の裁判官、官吏、母語による学校を持つ権利を有するには、少数民族はどれくらい大きくなければならないのか、と。つまり、民族独自の教育を、ボリシェビキはいかに実現するのか、本当は実現する気がないのではないか、と。

レーニンの反論は、こうである。第一に、リープマンの要求は、「まったくの」民族的 指導要領、つまり民族学校において民族「独自の指導要領」を実施することとなっている、 とレーニンは判断する。レーニンは、それを否定して、マルクス主義者は「全国共通の学 習指導要領」を持つと主張する。「マルクス主義者の見地からすれば、民主主義国家で、 この全国共通の学習指導要領に背反することは、いつどこでも容認されない」。民族的な 差異があるとすれば、「この指導要領をどういう『地域』科目、言語などで満たすかは、 その地域の住民の決定によって決められる」という点に認められるというのである。。こ のように、レーニンは、国内の教育内容が統一されることを前提に論を展開している。民 族差は、せいぜい「地域」的な科目の追加と、学習言語の選択だけである。

第二の争点は、「少数民族は、どれくらい大きくならなければならないのか」、つまり民族独自の教育形態が確保される人数的規模の問題であるが、レーニンの答えは、規定する必要なしというそっけないものである。数の問題は、オーストリア綱領でさえ規定していないではないか。綱領は、根本原則だけを決定すればよい。根本原則は、「どんな民族的特権も、どんな民族的権利の不平等も容認しない」とすれば十分である、とレーニンは言う。(62)

それだけではない。そもそも、極めて少数の民族が存在する多民族状態では、民族別の 学校など不可能ではないか。レーニンはこう切り返す。

レーニンは、「具体的な例をあげよう」として、持論を説明する。1911年 1 月18日の学校調査の資料によれば、サンクト・ペテルプクルグ市で、教育省の初等学校には 4 万8076人の生徒がいた。そのうち、ユダヤ人は 396人、すなわち 1 %弱であった。さらに、ルーマニア人の生徒が 2 名、グルジア人の生徒 1 名、アルメニア人の生徒 3 名などがいた。このような状態で、「全くの」民族的指導要領がつくれるだろうか。「全ての少数民族のために、 1 人か 2 人か 3 人かの子どものために民族学校を設置すること」は、「全く不可能である」。 ペテルブルグにグルジアの「民族文化」に基づいた特別のグルジア人学校を創設することは不可能であり、このような計画の宣伝は、「有害な思想を人民大衆の中に持ち込むもの」であると。 (53)

このレーニンの反論をみていると、母語で教育を受けられるのは何人規模かという問題を、レーニンは念頭に置かなかったとみなせる。言い換えれば、1人、2人という極端な例をとって多言語による授業を否定する論理を組み立てているのである。多民族学校で、一つの指導要領に基づき一つの言語で教育することは、結局は、大民族の文化が支配的になり、少数民族にとって実質的に不平等になることを、レーニンは問題だとは考えなかったようである。

では、レーニンにあっては、党綱領にあるような少数民族が母語で教育を受けるとは、どのような形で実現されるのだろうか。逆説的な表現だが、次のように説明したくだりが

ある。

「少数民族の権利を侵すあらゆる方策を無効とする基本法が、国家の憲法の中にあることになれば、たとえば、ユダヤ語やユダヤ史などを教える特別な教師を公費で雇うことを拒否するような規則の廃止、あるいはユダヤ人、アルメニア人、ルーマニア人の子どもに、いやわずか 1 人のグルジア人の子どもにさえ講義するために、政府の建物を提供することを拒否するような規則の廃止を、どの市民も要求できるであろう。」(***)

この論理を言い直せば、レーニンは、「ユダヤ語やユダヤ史などを教える特別な教師を公費で雇うこと」と「ユダヤ人、アルメニア人、ルーマニア人の子どもに、いやわずか1人のグルジア人の子どもにさえ講義するために、政府の建物を提供すること」を望ましいことと考えていることになる。

事実、別の場所では、次のように述べている。

「しかし、この一人の子どものために、グルジア語やグルジア史等々の講義のための無料の官有建造物を要求し、また、彼のために中央図書館からグルジア語の翻訳を出すこと、グルジア教師の俸給のための一部の支出を国家が支弁すること等々を要求する。」 (50)

こうすれば、「学校を民族に分割しなくても、母語で母国史等々を教授する利益を、完全に確保することが可能である」と、レーニンは判断する。だが、このように少数民族の権利が実現されるには、「真の民主主義の達成」、「全ての民族の労働者の融合()」が、必要条件となるとしながら。(57)

つまり、学校の正規の授業以外に、母国語による母国史などの教育を受ける機会があれば、少数民族が教育を受ける権利を完全に保障することができる。このように、レーニンは考えたということになる。母語で教育を受けるとは、そういうことだったのだろうか。

「あらゆる民族の労働者がもつべき学校政策は、ただ一つ、すなわち、母語の自由、民主主義的な世俗的な学校である」(**)とレーニンは言う。あるいはまた、義務的国家語の排除と並んで、「世界のどこでも、マルクス主義者は母語による授業を否定していない」(**)という。このように、その後も繰り返し、レーニンは、母語による教育を強調するのであるが、彼が考えた自由に母語が使える状態とは、あるいは母語による授業とは、多言語並立状態の維持ではなかったと考えるべきであろう。

(7)民族文化と国際文化

レーニンが文化的民族自治を否定したのは、彼なりの民族文化の理解が背景にあったからだと解釈できる。むしろ、そこに大きな問題が隠されているように思われる。

レーニンの、文化理解がわかるのは、次のような彼の発言であろう。

労働者は、民族文化()とか、「文化的民族自治(

・)」とかいう、どんなあまったるいことばによっても、自分たちを分割させることを許さないだろう。全ての民族の労働者は、「本物の文化」の保障を守り抜いている。

あるいは、労働者は、全世界で「自己の国際文化 ()」 を創造しつつあり、古い世界、つまり民族的抑圧、民族的不和、民族的孤立化の世界に対 して、「あらゆる民族の勤労者が統一される新世界」を対置している。この新世界においては、どのような特権も、人間による人間のどのような抑圧も、存在する余地はない。

ブルジョワ民族主義は、一民族内のプロレタリアートとブルジョワジーを団結させるが、 異なった民族のプロレタリアートを分裂させる。「文化的民族自治」は、まさにそれである。(^?) これが、レーニンの論理であった。

レーニンは、民族固有の文化というものに、ほとんど興味を示していない。むしろ、それらは民族対立を生み出す、古いものであると考えているようである。

では、新しい、望ましい文化とは何か。

社会民主主義者は、常に「国際主義」の見地に立ち、「民族文化」ではなく、「国際文化」を支持する。この国際文化とは、「各民族文化からわずかに一部だけ、すなわち、各民族文化の民主主義的なまたは社会主義的に一貫した内容だけを含めているもの」なのだ。 これがレーニンの説明である。

民族文化は、そのまま認められるべきものではない。このような判断は、レーニンの文化理解に特徴的なものである。さらに、レーニンが「民族の文化的統一というありもしない幻影」と述べるあたりは、手厳しい。そもそも、実際に今日優勢な民族文化とは、「地主的、ブルジョワ的あるいは小ブルジョワ的『文化』」なのだと、レーニンは文化の全般的な継承をはねつける。(74)

われわれの旗の上に書かれるのは「民族主義」ではなく、「全ての民族を高度の社会主義的統一のうちに融合させる国際的文化」であり、これはすでに今資本の国際的団結によって準備されつつある。(⁷⁵⁾ レーニンは、国際文化の存在を実感していた。

たとえば、ユダヤの文化を次のように分けて説明している。ユダヤ人の民族文化は、「ラピとブルジョワのスローガン」であり、われわれの敵のスローガンである。ユダヤ人の「民族文化」というスローガンを掲げる者は、たとえその善良な意図がどんなものであるうとも、プロレタリアートの敵であり、「ユダヤ人の間の古いもの、カースト的なもの」の支持者であり、「ラピとブルジョワの助力者」である。これに反して、国際的なマルクス主義の団体に加入して闘争しているユダヤ人は、「労働運動の国際的文化」の創造に貢献するマルクス主義者であり、そのようなユダヤ人こそ「ユダヤ人のもっともすぐれた伝統」を受け継いでいるのである。「ブルジョワ民族主義とプロレタリア国際主義」、これは「二つの和解させ得ないほど敵対するスローガン」である。(**)

レーニンにあっては、「民族文化」は、「古いもの」「カースト的なもの」として否定されるべき対象であり、民族の性格を帯びない「国際文化」によってそれは乗り越えられるべきものであった。レーニンは、『共産党宣言』の忠実な継承者であったのである。

あるいは、ウクライナからみたロシア文化を例にとり、次のようにも説明する。

各々の民族文化の中には二つの民族文化がある。大口シア人にも、「坊主的およびブルジョワ的文化の思想」とともに、「民主主義と社会主義の思想」も存在する。ウクライナのマルクス主義者は、前者の「文化」と闘いながら、後者の文化を区別し、「自覚した大口シア人労働者と、彼らの文学、彼らの思想圏と交流するあらゆる可能性を、必ず全力をあげてとらえ、利用し、強固にしなければならない。このことは、ウクライナ人の労働運動と大口シア人の労働運動の根本的利益がいずれも要求することである」と評価し、このことをウクライナの労働者に向かって説明すべきだとレーニンは考えた。ウクライナ人の

活動家に向って、ロシア文化を宣伝せよと促すのである。

「大ロシア人労働者とウクライナ人労働者の『同化』の歴史的進歩性は、アメリカで諸民族を磨滅させることが進歩的であるように、疑いないであろう。」 (***)

大ロシア人労働者とウクライナ人労働者は一緒になって、また労働者が一国家内に生活している限りは「もっとも緊密な組織的統一と融合()」のもとに、プロレタリア運動の「共通文化または国際文化」を守り、それを宣伝する際の純粋に「地方的または民族的な特殊性」を考慮して、「宣伝言語」の問題には絶対に寛容な態度をとらなければならない。こうレーニンは主張する。(78)地方とか民族とかの特性は、単なる手段ととらえられていたにすぎない。

あるいは、もっとはっきりと、ロシア文化の優位を述べている場面もある。

われわれは「民族的誇りの感情にみちあふれている」。なぜなら、「大ロシアの民族」は やはり「革命的階級を作り出したから」であるし、「自由と社会主義のための闘争の偉大 な模範を与える能力がある」からである。⁽⁷³⁾

レーニンの頭には、ブルジョワ民族文化とプロレタリアート国際文化との区別はあるが、民族文化一般の相互の区別は意味をなしていない。むしろ、より大きな、強力な民族文化を一般化しようとする考えがある。1913、14年あたりでは、レーニンは抑圧されてきた民族の文化的な破壊、不利益についてほとんど思いを馳せていない。さらに、プロレタリアート国際文化の中では、民族の違いはあり得ないことを建前として、その内容を宣伝する場合に民族語が利用される、という程度にレーニンは民族性を理解していたにすぎない。しかも、プロレタリア文化という観点から、ロシアの文化が周辺諸民族のものよりも質の高いものであることを認めていたのである。ここで注目されることだが、もしロシア文化こそが国際文化であると公式に認定されれば、レーニンの国際文化に関する論理にしたがって、少数民族はその文化の流入に抗しきれないことになる。この論理は、後に現実のものとなる。

注

- (1)デイヴィス『現代ロシアの歴史論争』岩波書店、1998年、92 93ページ。
- (2)「ロシア社会民主労働党草案」『ロシア社会民主労働党綱領作成のための資料』(1902年)。 『レーニン全集』第6巻、16ページ。
- (3)「ユダヤ人プロレタリアートに『独自の政党』は必要か」(1903年)。『レーニン全集』第6巻、 344ページ。
- (4) レーニン「アルメニア社会民主主義者の宣言について」(1903年)。『レーニン全集』第6巻、291-94ページ。
- (5) レーニン「われわれの綱領における民族問題」(1903年)。『レーニン全集』第6巻、475ページ。
- (6)同上、477ページ。
- (7)同上、470ページ。
- (8) レーニン「民族自決権について」(1914年)。『レーニン全集』第20巻、477ページ。
- (9) レーニン「網領委員会の作業メモ」(1903年)。 .7,c.423.
- (10) レーニン「党綱領の一般的政治要求の項目に対する提案」(1903年)。 , .7,c.277.

- (11) レーニン「一歩前進、二歩後退」(1903年)。『レーニン全集』第7巻、237ページ。
- (12) ,

(1898-1970) .8-, .1, .; ,1970, c.63.

- (13) レーニン「党内におけるブンドの地位」(1903年)。『レーニン全集』第7巻、89ページ。
- (14) レーニンが引用したのは、Die Neue Zeit, 1903, No.2. (.8, c.73.)
- (15) レーニンが引用したのは、La Petite République, 24 sept.1903. (.8,c.73)
- (16) レーニン「党内におけるブンドの地位」(1903年)。『レーニン全集』第7巻、90ページ。
- (17) 同上。
- (18) 同上、93ページ。
- (19) レーニン「旅順陥落」(1905年)。『レーニン全集』第8巻、35-36ページ。
- (20)最初は、「民族問題と社会民主党」という題で、『プロスヴェシチェーニエ』第3、4、5号 に連載された。
- (21)レーニン「ア・エム・ゴーリキーへ」(1913年)。『レーニン全集』第35巻、80ページ。
- (22) レーニン「新聞『ソツィアル・デモクラート』編集局へ」(1913年)。『レーニン全集』第35 巻、86ページ。
- (23) スターリン「マルクス主義と民族問題」(1913年)。『スターリン全集』第2巻、329ページ。
- (24)田中克彦『言語から見た民族と国家』岩波書店、1991年、127ページ。
- (25) スターリン「マルクス主義と民族問題」(1913年)。『スターリン全集』第2巻、325ページ。
- (26) 同上。
- (27) 同上、367ページ。
- (28) 同上、366ページ。
- (29) 同上、373ページ。
- (30)同上、386ページ。
- (31)同上、400ページ。
- (32)同上、401ページ。
- (33) Isabelle Kreindler, A Neglected Source of Lenin's Nationality Policy. Slavic Review, Vol.36, No.1, 1977, pp.95.
- (34)レーニン「労働者階級と民族問題」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、71-72ページ。
- (35) レーニン「民族問題に関するテーゼ」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、250ページ。なお 『レーニン全集』では、「公用語」と誤訳してある。
- (36) 同上、『レーニン全集』第19巻、250ページ。
- (37) レーニン「言語問題における自由主義者と民主主義者」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、 375-378ページ。
- (38) レーニン「民族政策の問題によせて」(1914年)。『レーニン全集』第20巻、230-231ページ。
- (39) レーニン「民族問題に関する決議」『1913年夏のロシア社会民主労働党中央委員会と党活動 家との合同協議会の諸決議』(1913年)。『レーニン全集』、第19巻、385ページ。
- (40) レーニン「義務的な国家語は必要か」(1914年)。『レーニン全集』第20巻、63ページ。従来は『強制的な公用語は必要か』と訳されてきた。
- (41)『ジェーニ』第7号。『ジェーニ』は、1912年からペテルブルグで発行された夕刊紙。メニシェビキ派の論文が掲載されていた。十月革命後はポリシェビキ政権を批判し、10月26日(新暦

- 11月8日) に廃刊。
- (42) 社会言語学者の田中克彦は、「この『ソビエト人』が用いるはずの共通言語をソビエト『国家語』と呼ぶことだけは依然として許されなかった。それを許さなかったのは、1913年の、あのわずか3ページのレーニンの論文だったのである」と指摘している。(田中克彦「国語と国家語」『思想』1998年、10月号、84ページ)
- (43) レーニン「党綱領改正資料」『党綱領改訂草案』(1917年)。『レーニン全集』第24巻、500ページ。
- (44)「国家語とならんで」に「強制的な国家語の廃止」をつけ加えたと解説する研究者もいるが、 記述のルールを読みとると、取り替えると解釈すべきである。
- (45)『民族同権法および少数民族擁護法草案』(1919年)。『レーニン全集』第20巻、295-296ページ。
- (46) レーニン「ふたたび民族別による学校事業の分割について」(1913年)。『レーニン全集』第 19巻、595ページ。
- (47)レーニン「ユダヤ人民族学校の民族別化」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、320ページ。
- (48) レーニン「『文化的民族』自治について」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、543ページ。
- (49) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、22ページ。 これまで、『民族問題についての論評』もしくは『民族問題に関する批判的覚書』と訳されて きた。
- (50) 同上
- (51) レーニン「ユダヤ人民族学校の民族別化」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、321ページ。
- (52)同上
- (53) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、22-23ページ。
- (54) レーニン「『文化的民族』自治について」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、542-544ページ。
- (55) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、23ページ。
- (56) レーニン「『文化的民族』自治について」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、546ページ。
- (57) レーニン「ユダヤ人民族学校の民族別化」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、321ページ。
- (58)レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、29ページ。
- (59) レーニン「言語問題における自由主義者と民主主義者」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、320ページ。
- (60) ペテルブルグで1912年12月20日 (新暦1913年1月2日) から1914年5月5日 (新暦18日) にかけて、プンドがユダヤ語で発行した隔週新聞。全集訳では、「綱領」となっているが、ここは政策論争ではなく、教育内容について論じているので、「指導要領」と訳した。
- (61) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、30ページ。
- (62)同上
- (63) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、31ページ。
- (64) レーニン「ロシアの学校における生徒の民族的構成」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、 575ページ。
- (65) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、31ページ。
- (66) レーニン「ロシアの学校における生徒の民族的構成」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、

575ページ。

- (67) 同上、576ページ。
- (68) レーニン「民族政策の問題によせて」(1914年)。『レーニン全集』第20巻、233ページ。
- (69) レーニン「洗練された民族主義による労働者の堕落」(1914年)。『レーニン全集』第20巻、 306ページ。
- (70) レーニン「労働者階級と民族問題」(1913年)。『レーニン全集』第19巻、80ページ。
- (71)同上。
- (72) レーニン「民族問題」『ラトヴィア地方社会民主党第4回大会への綱領草案』(1913年)。『レーニン全集』第19巻、106-109ページ。
- (73)同上、107ページ。
- (74)同上。
- (75) レーニン「ふたたび民族別による学校事業の分割について」(1913年)。『レーニン全集』第 19巻、595ページ。
- (76) レーニン「民族問題についての批判的論評」(1913年)。『レーニン全集』第20巻、10-11ページ。
- (77) 同上、『レーニン全集』第20巻、17ページ。
- (78) 同上、『レーニン全集』第20巻、19ページ。
- (79) レーニン「大ロシア人の民族的誇りについて」(1914年)。『レーニン全集』第21巻、94-95ページ。

「大ロシア人の民族的誇り」について語るレーニンは、自らがやめさせられる民族の側に立つことをほとんど思いつかなかったと思われるふしがある。(田中克彦『言語から見た民族と国家』岩波書店、1978年。1991年版、100ページ。)